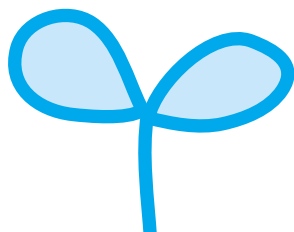




第2編

都 市 像 と 構 想 の フ レ ー ム





第1章

都市像

新市まちづくり計画（新市建設計画）において定めた新市の将来像を踏まえ、都市像を次のように定めます。

緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち

- まちづくりにおいては、市民一人ひとりが主役であることを自覚するとともに、お互いが連携し、地域が一体となって豊かな生活を実感できるまちづくりを進めていくことが重要です。
- 「緑豊かなふるさと」という表現には、唱歌「故郷（ふるさと）」に代表される恵まれた自然環境と景観を大切にし、自然との共生を根幹として充実した人生を送るという意味が込められています。
- 「文化が香る」という表現には、国文学者「高野辰之」、作曲家「中山晋平」、「久石譲」など多くの文化人を輩出し、音楽や美術など文化芸術を理解し高めていく市民性ととも、土びなや各地に伝わる民俗芸能など伝統文化を受け継ぎ、郷土の誇りを大切に育む心を育て、住民同士が交流していくという意味が込められています。
- また、築き上げてきた多種多様な生涯学習機会を生かし、文化・歴史・芸術の香り高いまちづくりを進めていきます。
- 「元気なまち」という表現には、この地に住み、働き、勤勉と努力で新しい価値を創造し、自助自立の未来を築きながら、元気に歌声を合わせるように協力し合うという意味が込められています。
- まちづくりの主役である市民が行政との役割分担の中で、住民自治を確立し、自主的な活動や交流・連携により、様々な取組みに挑戦し、地域の活性化と福祉の向上を実現していきます。
- また、農業・工業・商業・観光サービス業など特色ある産業が連携して新しい取組みのもと、全産業の活性化を実現していきます。
- こうしたことから、『緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち』を本市がめざす都市像とします。



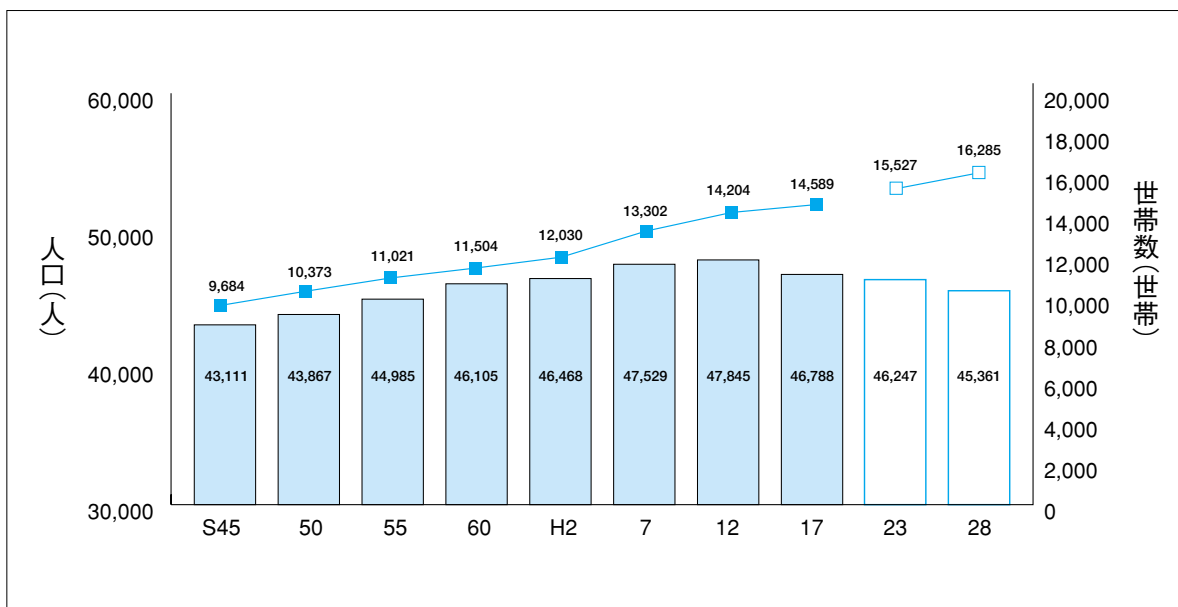
基本構想のフレーム

構想の目標年次、平成28(2016)年の人口等を、次のように想定します。

区分	実績値		推計値		
	平成12年	平成17年	平成23年	平成28年	
	2000年	2005年	2011年	2016年	
総人口	47,845	46,788	46,247	45,361	
年齢3区分別人口	0-14歳	7,768	7,194	6,889	6,498
	15-64歳	29,976	28,879	27,747	26,195
	65歳以上	10,101	10,715	11,610	12,668
	0-14歳割合 (%)	16.2	15.4	14.9	14.3
	15-64歳割合 (%)	62.7	61.7	60.0	57.7
	65歳以上割合 (%)	21.1	22.9	25.1	27.9
世帯数	14,204	14,589	15,527	16,285	
平均世帯人員	3.37	3.21	2.98	2.79	

※平成17年は人口と世帯数のみ国勢調査速報値で、年齢3区分別人口はコーホート要因法による推計値。

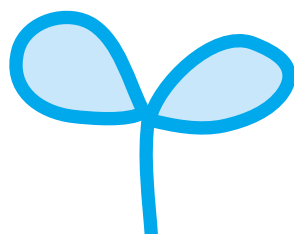
※平成23年、28年はコーホート要因法による推計値。





第3編

施策の大綱





第1章

市民一人ひとりに開かれた 市民参加と協働のまちづくり

第1節 市民と連携した防災・危機管理対策の徹底

地震や風水害などの自然災害は予測が難しいため、日頃からの備えと災害発生時において迅速に対応できる体制を整える必要があります。

また、災害から市民の生命や財産を守り、被害を最小限にとどめるため、行政、市民、事業者などが一体となって防災対策を進め、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

そのため、地域防災計画に基づき、市民に対する防災意識の普及・啓発、防災訓練の実施など、日ごろから防災に対する備えを保ちつつ、火災や災害発生時に迅速、適切に対応できる組織体制の強化を図るとともに、情報伝達手段の充実を進めます。

また、高齢者、障害者などの災害弱者に対する配慮を図ります。

さらに、万一の災害発生時における被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の一層の充実、危険箇所の点検・改修、ライフラインの確保を図るとともに、消防車など消防施設の整備を推進します。

第2節 情報公開・情報共有のまちづくり

地域主権時代のまちづくりにおいては、市民によるまちづくりへの主体的な取り組みや、市政への市民参画が重要となっています。

そのため、情報公開制度の積極的な活用により、プライバシーの十分な保護のもと、様々な行政情報の公開を進めるとともに、インターネット、広報誌、CATV*など、各種情報媒体の活用により広報広聴を充実させ、市民との情報共有を進めます。

また、市民ニーズに的確に対応するため、アンケートや市民意見提出手続の活用など市民参加を推進します。

さらに、地域情報化計画に基づき情報通信環境を整備し、地域の情報化を推進します。

用語解説

※CATV…一般のテレビ放送や衛星からの電波を一括受信し、専用ケーブルを使って各家庭に配信するシステム。チャンネル数が増え、安定した画像が得られる。有線テレビ。

第3節 公益を推進する多様な担い手の育成と連携促進

情報化や国際化の進展、環境問題への関心の高まりなど、社会経済環境が大きく変化し、多文化共生のまちづくりや循環型社会の構築などの社会的課題が現れています。また、少子高齢化と核家族化の進行は、地域の居住者の減少や構成の変化をもたらし、価値観や生活スタイルの多様化と新たなニーズを生んでいます。

こうした様々な分野で進んでいる社会的変化は、これまでの公共領域の運営の仕組みを見直し、まちづくりの手法を再構築する必要があることを意味しており、地域コミュニティの維持増進と、公益を担う多様な主体が相互に連携し、公益的課題に取り組むまちづくりが求められています。

そのため、地域コミュニティ活動を支援するとともに、公益を支える多様な主体の育成と連携強化を促進します。

また、都市間交流・国際交流などの様々な市民交流を進めます。

第4節 自助自立の行財政運営と行政サービスの向上

地方分権一括法の施行により、中央集権型行政システムから国と地方とが対等協力関係の新しい行政システムへと移行しつつあります。

地方自治体は、国と地方の役割を明確にし、地域経営への市民等の参加の拡充を図りながら、自己決定・自己責任のもとで、市民の視点に立った効率的な行政運営をすることが求められています。

そのため、行政改革大綱に基づき、組織の簡素合理化、職員の資質向上や人事管理の適正化など、行財政の効率化を進め、地域主権に対応した戦略的な行政運営を推進します。

また、窓口対応の充実や情報技術の活用により、市民ニーズに対応した行政サービスの向上を図り、市民満足度を高める行政運営を進めます。

さらに、周辺市町村との緊密な連携を保ちながら、公共施設の共同設置、事務事業の共同処理等、広域行政を推進します。

第5節 長期的展望に立った財政運営

本市の財政状況は、国の構造改革※の推進、経済環境の変化などにより、市税や地方交付税といった基礎的な収入が減少しており、抜本的な財政収支の改善が必要となってきています。

そのため、市の歳入の柱である市税の適正な賦課徴収に努めることはもとより、公平性・公正性に基づく使用料等の受益者負担の見直しなど、地域主権時代に対応し、自主財源の確保、かん養に努めます。

また、コスト意識の認識を高め経常的な行政コストを抑制するとともに、長期的な視点に立った上で、必要性、効率性、有効性に配慮し、民間活力の活用なども含めた施策の適切な選択により、計画的な財政運営を進めます。

さらに、次世代への過度な負担をかけないように、基金の適正管理や市債の抑制を図りながら、合併に係る財政支援措置等を最大限に活用し、基礎的財政収支（プライマリーバランス※）の均衡のとれた健全な財政運営に努めます。

用語解説

※国の構造改革…経済や財政、行政、社会の各分野において個性と能力が発揮できるように世の中の仕組みを時代に合わせようとする国の取組み。

※基礎的財政収支（プライマリーバランス）…国や地方自治体などの基礎的な財政収支で、一般会計において、歳入総額から起債発行収入を差し引いた金額と、歳出総額から公債費を差し引いた金額のバランスをいい、均衡が保たれていることが望ましい。



第2章

思いやりと地域の連帯で支える 健康福祉のまちづくり

第1節 人生の年代に応じた健康づくり

健康であることはすべての人の願いであり、市民一人ひとりが幸せを実現するための最も重要な条件の一つであることから、健康づくりに対する関心はますます高まる状況にあります。

生活が豊かになる中で、生活環境の変化等により、食生活や生活習慣の乱れ、運動不足やストレスなどにより、中高年層を中心とする生活習慣病の増加がみられます。

「自分の健康は自分で守る」という自覚をもって、健康づくりに自発的に取り組むことが重要であり、市民誰もが健やかな生活を送れるよう、各種健康診査や保健予防の充実を図るとともに、年齢や体力等各人の状況に応じた健康管理や健康づくりに取り組むことが必要です。

そのため、生涯を通じて健康づくりについての知識の普及啓発や、家庭、職場、地域における健康づくりの実践機会の充実等を推進します。

また、地域医療体制の充実を促進します。

第2節 長寿時代の安定したシニア社会づくり

平均寿命が延び、長い老年期をもう一つの人生として生きる時代を迎え、誰もが住み慣れた地域の中で交流を保ちながら、「その人らしい」生活がおくれるよう、生きがいを持ち、また、自立した生活を送ることができる環境の整備が必要となっています。

そのため、温泉利用の推進や各種講座の開催、高齢者福祉施設の整備、社会参加や健康づくり、憩いの場の充実など、生きがい活動を促進するための各種事業の充実を進めます。

また、地域の高齢者が安心して生活できるよう、地域包括支援センター*での介護や福祉等に関する総合的な相談支援体制を充実するとともに、介護状態にならないよう介護予防事業を推進します。

用語解説

*地域包括支援センター…保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士が中心となり、地域の高齢者に必要な支援や援助を総合的に行うところ。

第3節 地域が支えあう福祉体制の確立

住み慣れた地域での生活志向が高まる中で、誰もがともに安心して真に充実した生活を送ることができるようになるためには、公的な福祉サービスの充実と、住民同士が互いに協力し支え合うことが必要となっています。

そのため、福祉施設の整備と、福祉サービスの向上を図ります。また、社会福祉協議会や民生・児童委員などと連携しながら、地域住民、ボランティア団体やNPO法人等、様々な立場の団体や市民が行う社会福祉活動を支援するとともに、相互に協力し効果的に地域福祉にかかわることができるような環境づくりを促進します。

第4節 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり

日常生活や社会活動を阻害している障壁（バリア）を取り除き、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、お互いに尊重し合いながら普通の生活を送ることができるまちづくりが求められています。

そのため、歩道の段差解消など、市内の都市基盤や公共施設などのバリアフリー^{*}化を推進します。

また、近年の情報通信技術の普及に伴い、情報のバリアフリー化を推進します。

さらに、ユニバーサルデザイン^{*}による、誰もが生活しやすい環境づくりを促進します。

用語解説

※バリアフリー…高齢者や障害者が日常生活や社会生活を営む上で、不便な障壁（バリア）となるものを除去すること。公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者等の利用にも配慮した設計のこと。

※ユニバーサルデザイン…製品・建物・環境を、障害、年齢、性別等人が持つそれぞれの違いを超えてあらゆる人が利用できるように、はじめから考えてするデザインのこと。

第5節 医療保険制度・介護保険制度の安定的運営

今日の少子高齢化の進展や医療の高度化、医療の高額化に対応するため、市民の生命と健康を支える医療・介護制度の充実が求められていることから、保険料（税）の大幅な増大が懸念されます。

そのため、社会全体で支えあい、将来にわたり、安定的に保険制度が存続し機能することを基本に、医療費の適正化や介護予防サービスの充実等により、各種保険事業の健全化を推進します。



第3章

子どもの元気をふるさとの未来につなげるまちづくり

第1節 健やかに生み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減・解消、子どもの疾病予防などを目的とした健康教育及び健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

また、父親、母親がともに子育てを担うことへの意識の啓発や、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりを推進します。

さらに、母子保健医療提供サービスの水準を向上させるとともに、思春期保健対策や育児不安・育児困難に対する早期対応を充実させ、児童虐待の発生予防への取組みを推進します。

第2節 子育て家庭を支援する仕組みづくり

これまでの国民の意識として、男性は仕事、女性は家庭という考えを持つ人が大多数を占めていました。また、社会の構造もそれに適応したシステムになっていた部分が多かったことは否定できません。

これからは男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てるという意識の醸成を図り、すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることが大切です。それにより、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ることも可能と考えられます。

そのため、女性の社会進出の増加に伴い、子育てをしながら働きやすい環境づくりを一層推進し、さらに、子育てをすることにより享受する喜びを十分に感じることができる環境づくりや、子育て家庭に関係する様々な地域資源の連携が効果的に、十分に発揮できる仕組みづくりに努めます。

第3節 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

平成元年、国連で採択された「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）において、

「児童に関するすべての措置をとるにあたっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」（第3条）とされています。

そのため、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会実現に努めます。

また、子どもの健全な成長を地域全体で見守る活動の推進を図るとともに、被害にあった子どもの保護や子どもに関する相談・支援を行う体制の充実に努めます。

第4節 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

次代を担う子どもが、豊かな心と健やかな体を育み、生きる力を身につけるため、幼稚園や保育園、学校、家庭及び地域の連携のもとに家庭や地域のもつ教え、育てる力を総合的に高め、それぞれが本来持っている力を生かし、地域社会全体で子どもを育てる必要があります。

そのため、家庭においては、基礎的な人格形成の場であることを踏まえ、家庭教育の充実や親子のふれあいを促進する取組みを進めます。

学校においては、社会生活の基礎を身に付け、個性を生かす学校教育や、向上の心を育む教育を推進するとともに、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

地域においては、子どもたちに不足しがちな自然体験や社会体験、生活体験などの機会を充実させ、子どもが自らの意思で挑戦する機会の充実を図ります。

また、将来親となる若い世代に対しては、心身の健全な成長を支援する思春期保健対策を推進します。

第5節 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるためには、快適な居住空間や安心して活動できる生活空間が必要となります。

子どもや子育て家庭に配慮した生活空間の整備に努めるとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

また、子育てにおいて男女が相互に協力しあう意識の醸成を図るために、広報及び啓発活動を積極的に推進します。



第4章

地球環境との共生と 豊かな心の人間社会づくり

第1節 生活環境の保全と自然保護の推進

市民一人ひとりの日常生活に起因する都市生活型公害として、自動車交通による大気汚染や騒音・振動をはじめ、生活排水等による水質汚濁や廃棄物の焼却から発生する有害物質による大気汚染などが懸念されます。

市民が健康で安全に生活できる環境を保つためには、様々な角度からの公害防止対策が必要です。

そのため、状況を的確に把握し、事業者等に対する啓発、指導により、公害の発生源対策と未然防止を促進します。

また、自然は、私たちの身近にある貴重な資産であり、将来にわたって大切に保護していかなければなりません。

そのため、水辺や里山の保全などにより、多様な野生動植物が生育できる環境や自然景観の保持等、自然保護施策を推進し、暮らしの中で自然とふれあえる環境の保全を図ります。

第2節 資源循環型社会の構築

地球規模の問題となっている温暖化やオゾン層の破壊をはじめとする様々な環境問題については、市民、事業者、行政それぞれが、環境とのかかわりについての理解を深め、自主的に環境保全に取り組む必要があります。

そのため、身近な生活における環境負荷に対する意識の啓発を行うとともに、資源・エネルギーの効率的な利用や、アイドリングストップ運動*などの推進により、地球にやさしい環境づくりを推進します。

用語解説

*アイドリングストップ運動…自動車の駐・停車における不必要なエンジン使用の中止を訴える運動。大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出を抑制できる。

ごみの減量化と再資源化意識の啓発や、情報提供を充実させるとともに、適正な収集処理業務の一層の効率化を推進するなど、市民、事業者、行政が一体となって分別収集を徹底し、生ごみの堆肥化やリサイクル（再生利用）推進など、持続可能な資源循環型社会の構築に努めます。

第3節 市民生活の安全・安心への取組み

市内の交通事故件数は、道路交通の量的拡大や高齢者人口の増加、社会・経済活動の24時間化などのため依然として高水準で推移しています。

また、犯罪の発生状況は、街頭犯罪等*の増加や全国的に子ども、高齢者等の社会的弱者が数多く被害にあっています。

加えて、消費生活は便利で豊かになった反面、架空請求や高齢者を狙った悪質な訪問販売等、消費者をめぐるトラブルや被害が増えつつあります。

そのため、各種啓発活動や情報提供を行う中で市民の交通安全・防犯意識の高揚を図るとともに、警察等関係機関・団体、地域等と連携をしながら、安全・安心な生活環境づくりを推進します。

第4節 家庭や地域社会における男女共同参画の促進

男女共同参画社会基本法や長野県男女共同参画社会づくり条例などにより、法令の整備は進みましたが、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められています。

男女の人権を尊重し、社会の対等な構成員として個性と能力を発揮し、共に責任を担い合う社会づくりをめざした施策を進める必要があります。

市民一人ひとりが、長い歴史や習慣の中でつくられた性差による差別を認識し解消するため、情報や学習機会の提供、人材育成のための事業を実施し、男女が互いに認めあい、尊重し、いきいきと生きる社会づくりに努めます。

用語解説

*街頭犯罪等…市民のみなさんが身近に不安を感じる車上ねらい・自販機ねらい・ひったくり・自転車盗・オートバイ盗・自動車盗・器物損壊（街頭犯罪）のほか、侵入窃盗などの侵入犯罪のことをいう。

第5節 人権が尊重される明るいまちづくり

「人権のないところには平和は存在しない。今や人権尊重が平和の基礎である。」ということが世界の共通認識になってきていますが、今でも、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害をもつ人、子ども、在住外国人などに対する差別や偏見が根強く存在しており、国民一人ひとりの人権意識の高揚が求められています。

そのため、相手を思いやり、お互いを大切にする人権意識を醸成するとともに、人権が尊重された社会を築くため、「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る」ことを基本理念として、明るく住みよいまちづくりを進めます。



第5章 産業が連携し、新しい価値を生み出すまちづくり

第1節 個性が輝く多彩な農業・林業の里づくり

農業は本市の基幹産業であり、農業を起点とした地域経済の活性化を進める必要があります。

活力と個性ある園芸産地として、本市の基幹作物である、きのこ、ぶどう、アスパラガスといった農産物の生産性の向上と品質管理を徹底するとともに、各農家・JA・行政が連携して、付加価値の高い作物への転換、農業技術の向上、市場情報の的確な把握などを通じて、ブランド性を高めた売れる農業を推進します。

そのため、需要動向に即した彩り豊かな農業生産を展開し、鮮度・品質・安全性に優れた農産物づくりを推進するとともに、消費者に、本市の農産物を積極的にPRし消費拡大を推進します。

また、地理的条件を生かした地域特産物の生産を促進するとともに、消費者ニーズに対応した新作物・新品種・新技術の導入を推進します。

さらに、新規就農者への農業技術支援を行い、後継者の育成に努めるとともに、担い手の確保と経営安定化を図るため、経営相談や制度資金活用、遊休荒廃農地の解消、農地の利用集積等に努め経営支援を進めます。

また、農林道や農業用排水路などの施設は、地域の創意工夫による多様な取組みを奨励しながら適正な維持管理に努めるとともに、施設整備・森林整備については農村環境や景観を保全しながら整備を進めます。

第2節 戦略的な観光・交流産業のブランドづくり

北陸新幹線や上信越自動車道などの広域的な交通網の充実や、情報通信基盤の高度化によって、多方面からの観光客の入り込みが一層高まることが期待されます。

本市は、千曲川と田園風景に代表される豊かな自然とともに、神社仏閣等の歴史的文化遺産や伝統工芸をはじめ、北信濃ふるさとの森文化公園一帯、バラの「一本木公園」、音楽を基調とした文化施設の「中山晋平記念館」「高野辰之記念館」、温泉施設の「ほんぼこの湯」「も

みじ荘」「まだらおの湯」など多くの観光資源を有しており、それら観光資源を生かした観光の展開が求められています。

そのため、既存の観光施設の整備充実や、市全体で花のまちづくりを推進するなど、観光資源の魅力を高めるとともに、バラまつりなどの各種イベントの充実を図ります。

また、信州なかの観光協会と連携し、積極的な観光宣伝を行うとともに、温泉施設、観光施設を巡る観光ルートの周知・活用による観光のネットワーク化を推進します。

さらに、農業体験ツアーなどの観光農業のPRなどを行い、観光需要の変化に対応した新たな資源の開発を推進します。

第3節 地域を担う地元商業・工業の振興

近年、経済環境や消費動向の変化により、企業や商店の経営は厳しい状況にあります。

また、自動車社会の進展などにより、住民の生活圏の拡大や郊外への大型店の進出を背景に、中心市街地の空洞化が生じています。

そのため、中心市街地活性化基本計画に基づき、環境の整備や空き店舗対策などを関係団体と連携して実施し、中心市街地の活性化を図ります。

また、商工業団体への支援、経営相談の充実などを通じて、商店の経営力の強化を推進するとともに、情報技術を活用した販路拡大を促進します。

工業においては、高速交通網や恵まれた自然環境など、本市の優れた特性を十分活用し、競争力のある工業の振興を図ります。

第4節 新たな産業の創出と育成

長く続いた景気の低迷や国際化、高度情報化などの経済環境の変化に伴い、この地域にある豊かな自然などの資源と産業を連携させ、新たな価値を生み出す産業の創出と育成が求められています。

そのため、新技術開発などの奨励・援助や先端企業の誘致の推進など、恵まれた自然環境や上信越自動車道などの有利な交通条件を生かして、消費者ニーズを的確にとらえた、時代の変化に対応できる商工業の振興を図り、各分野において創造性のあふれる事業の展開を支援します。

第5節 活力を生む人材育成と雇用の安定

経済の低成長化や少子高齢化、雇用形態の変化による雇用の不安定化など、雇用環境は大きく変化しており、厳しい経済社会を生き抜くための有能な人材の育成、確保が必要となっています。

そのため、中野地域職業訓練センターや中高高等職業訓練校を拠点として、より高い技術の習得など、人材育成や能力開発のための職業訓練を促進し、地域産業を担う人材育成を推進するとともに、職業相談室の活用などにより、再就職等雇用の安定を図ります。

また、次代を担う新規就職者・就農者や意欲ある高齢者の職場などへの定着や技術指導などを支援するとともに、豊かさを実感できる勤労者福祉の充実を推進します。



第6章 地域が育て地域が守る 教育と文化のまちづくり

第1節 心豊かでたくましい子どもを育てる学校教育

多様で複雑化する社会にあって、時代の変化に適切に対応しながら、生涯にわたって心豊かにたくましく生きていく力を持ち、活力ある地域を築き、支えていく意欲と実践力を備えた人づくりが求められています。

そのため、快適な集団生活の中で、児童生徒が自ら学び、考える力を育成するとともに、家庭や地域と連携し、個性を生かす教育を推進します。

また、情報化や国際化など、新たな時代に対応した教育の充実や地域に古くから伝わる伝統文化、産業などを学び、郷土を誇りに思う心を育てる教育を推進するとともに、安全・安心で、地域に開かれた学校づくりを進めます。

さらに、いじめや不登校をはじめ、児童生徒の様々な行動に応じたきめ細かな支援体制を充実するとともに、特別に支援を必要とする子どもたちが、将来の社会参加に向けて自立していけるよう一人ひとりの個性に配慮した教育を推進します。

また、高等学校以上の教育については、地域に密着した魅力ある高校づくりを促進するとともに、就学を奨励します。

第2節 学びふれあう社会教育・生涯学習

自由な時間の増大に伴い、市民のライフスタイルや意識が変化し、生涯学習への関心が高まる中、多様な学習ニーズに対応した環境づくりが必要となってきています。

そのため、市民の学習活動を支える役割を担っている公民館、図書館、歴史民俗資料館をはじめとする生涯学習施設では、各施設の機能のネットワーク化を進めます。

また、体験学習、各種講座の開催や、学習資料の充実を図るとともに、地域づくりを支援する世代間交流やボランティア活動を促進します。

さらに、生涯学習基本構想を策定し、市民一人ひとりが生涯にわたり、自分にあった学習活動に親しみ、個性と能力を伸ばし、その学習成果が適切に生かされる環境づくりを推進します。

また、多種多様な生涯学習活動を支援し、その基幹的な役割を果たす公民館、図書館などの整備に努め、生涯学習社会の基盤づくりを推進します。

第3節 地域の歴史・文化の保存と活用

本市には、先人たちにより培われた地域の歴史や文化を伝える様々な歴史資料や、伝統行事などの文化的な遺産が数多く残されています。

地域の歴史や文化を理解することは、ゆとりと潤い、誇りを実感することができ、新たな地域文化を創造し、心豊かな生活を実現する礎となります。

また、伝統行事などの地域文化は、私たちに元気を与え、地域を活性化させて魅力ある地域づくりを推進する力を持っています。

そのため、歴史資料や文化的な遺産を、市民共有の文化財としての意識を深めつつ、地域の歴史や文化に触れ、文化財の保護・活用に参加できる環境づくりを推進し後世に伝えるとともに、その活用に努めます。

第4節 文化芸術の振興

市民一人ひとりが心豊かな生活を営み、活力ある地域社会を実現するうえで、文化芸術は大きな役割を果たします。

そのため、文化芸術の振興と新たな文化の創造を図るための基本的な方針等を定め、文化芸術振興施策を推進します。

また、文化芸術に対する市民の関心や理解を深め、市民の自主的な文化芸術活動を促す市民組織の設立や、その支援に努めます。

さらに、関係団体のネットワークなど、文化行政充実のための体制を整えるとともに、文化芸術活動の拠点となる施設の検討や整備に努めます。

第5節 豊かな人間性を育むスポーツの振興

ライフスタイルの変化や、健康志向の広がりに伴い、日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しむ市民が増えています。

また参加目的も、健康・体力づくりのほか、地域におけるコミュニケーションを深めたり、競技を観戦して楽しむことなど、スポーツ活動も多様化しています。

そのため、誰もが生涯にわたって幅広く気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう体育施設等の環境整備を推進します。

また、地域、教育機関、団体などと連携し、多くの市民が参加できる各種教室や大会を開催するとともに、スポーツ団体の育成や指導者の養成に努め、スポーツの振興を図ります。



第7章 安全・快適で 機能的な都市基盤づくり

第1節 都市像にふさわしい土地利用の推進

本市は、交通の要衝にあり、古くから人、物、文化が交流し、北信州の中心的都市として発展してきました。

都市基盤の整備や経済活動の拡大、高速道路の2つのインターチェンジの開通の影響などを受けて、土地利用の動向は急速に変化しつつあります。

また、近年の農村集落における宅地化の進行や遊休荒廃農地の増加、さらには市街地における低・未利用地の増加が進んできていることから、土地を大切に有効利用していくための調整を図っていく必要があります。

そのため、経済の活性化との調和を図りつつ、これまで継承してきた農地や里山、水辺などの豊かな自然環境を今後も大切にしながら、都市像の「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」にふさわしい土地利用を進めます。

第2節 広域交流と連携を支える幹線交通網の整備促進

広域的な視点に立った、商業、文化、行政、観光など、様々な機能を連携させる道路交通網を強化することにより地域の活性化を図り、施設・資源の相互利用や地域間の交流が円滑に行えるよう、都市基盤の整備を推進します。

そのため、本市を縦貫する北陸新幹線の早期開通及び上信越自動車道の整備を促進します。

また、本市の特性を勘案した連携強化や隣接市町村との交流を促進するため、国道や県道など広域的な幹線道路の整備を促進します。

さらに、鉄道及びバス等公共交通の有効活用を促進します。

第3節 安全で快適な都市基盤整備の推進

均衡ある都市の発展をめざすため、市内全域にわたる自然的・社会的条件を検討し、都市計画区域、用途地域及び都市計画道路の見直しを行いながら、都市計画マスタープランを策定し、都市施設の整備を総合的に推進します。

快適な市民生活の維持・向上や安全のため、住宅の耐震化、生活道路の整備、除雪体制の整備、河川の改修及び築堤工事の促進など基盤整備を推進します。

また、幅広い交流や憩いの場となる水辺や公園の整備充実に努めるとともに、景観育成を図ります。

さらに、環境保全や快適な市民生活の確保のため進めてきた、公共下水道や農業集落排水事業は、全処理区で供用が開始となったことから、今後は水洗化率の向上を図ります。

第4節 水の安定供給と水資源の保全

水の惑星といわれる地球、それだけ多くの水が存在する地球でも、私たちが生活水として利用できる水はわずか1%弱といわれています。

この貴重な水資源の長期的な保全と安全で良質な水道水の安定的な供給は、市民生活にとって欠かすことのできない極めて重要な課題です。

今後も将来の水需要を的確に把握し、水の安定供給のため水源の拡充に努めるとともに、地震、豪雨、渇水などの災害時においても、生活基盤としてのライフラインの確保を図る必要があります。

そのため、老朽化した施設・設備の整備の推進、枯渇傾向の見られる地下水や水質の不安定な水源の現状調査の実施などとともに、近隣市町村等関係機関と協調しながら水源地域の保全に努め、安心して飲める良質な水の供給を進めます。

第5節 公共施設等の効率的な維持管理

公共の建物、道路や河川などの公共施設は、市民生活に係るそれぞれの目的のもとに設置されています。

そのため、適正な受益者負担により、効率的な維持管理を図るとともに、利便性を高め十分に利用されるよう運営を進めるとともに、適時適切な維持補修により、施設の使用年数を最大限に延ばし、トータルコストを最小限とします。

また、建替えにあたっては、将来人口や地域の特性やバランス、そして財政事情を考慮しながら、統合整備を検討するとともに、ランニングコストまで含めた総合的な経費を考慮した計画に努めます。

さらに、市民サービスの向上に十分配慮しながら、指定管理者制度の導入を進めるとともに、PFI*などの新たな整備方式も研究します。

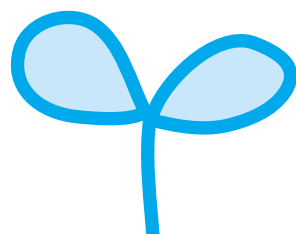
公園や水路など身近な公共施設に対し、市民が主体的に維持管理を行う活動への支援を推進します。

用語解説

※PFI…低コストで質の高い行政サービスを提供するため、公共施設の建築や維持管理について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う行政手法。

第4編

構 想 実 現 の た め に





第1章

協働のまちづくり

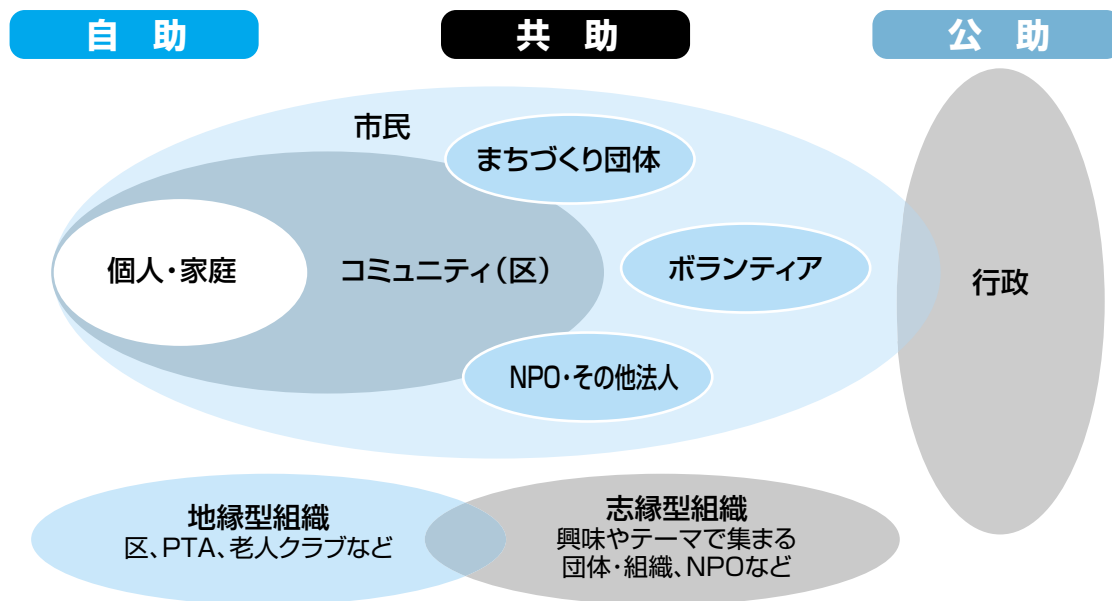
第1節 多様な主体による協働のまちづくりの推進

地域主権時代のまちづくりは、自己決定、自己責任の原則のもと、市民、地域等が行政とともに地域の経営に責任をもってかかわることが求められています。

いま市民ニーズは、一人ひとりの状況に応じたきめこまやかな対応や少子高齢化の進行等に対応する課題、災害や防災への身近な対応の確保など、多様化、複雑化し、様々な公益的課題が生じています。

一方、公益を担う多様な主体（市民、区、NPO、ボランティア、企業等）による社会貢献活動への参加意欲が高まり、様々な課題に自発的に取り組み、解決していこうという気運が広がりつつあります。

区などの地縁型組織のほか、それぞれの公益的課題に取り組む市民等の志縁型組織を含む多様な主体が、行政と役割を分担したり、ともに課題に取り組む協働のまちづくりを推進します。



【自助】自分の責任で、自分自身が行うこと

【共助】自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。

【公助】個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、行政が行うこと。

第2節 それぞれの役割

「自助、共助、公助」の原則のもと、公益を担う多様な主体と行政とが、それぞれが担うべき役割について、互いの特性を踏まえたうえで見直し、そして認め合い、協働のまちづくりに向けた共通認識をもつ必要があります。

(1) 市民一人ひとりが担う役割

市民は、公的サービスの「受け手」であり、また市政に発言する権利を持つ「主権者」であるとともに、さらには居住地域の諸活動の「担い手」でもあります。自らできることを考え、行動することが、市民一人ひとりの役割といえます。生活する地域をよりよくするため、区やボランティアの活動に参加、協力することが期待されています。

(2) 地縁型組織が担う役割

区や自治会、コミュニティ組織などの地縁型組織は、地域生活に密着する課題に包括的に取り組み、住民自治、地域の相互扶助などにおいて大きな役割を果たしています。

近年、市民意識の変化や高齢世帯の増加など地域をめぐる環境は変化しており、地域コミュニティ活動の維持と活力向上が求められています。より自主的な活動を進めるとともに、公益的課題に対応する団体等との連携を促進します。

(3) 志縁型組織が担う役割

ボランティア団体やNPOなど、課題やテーマで集まる志縁型組織は、新たな公益的課題に対応する役割を持ち、行政や企業とは異なり、すばやく、きめこまやかな公益的サービスを提供できます。また活動を通じ、喜びや生きがいを見つけ、雇用の機会を生み出すことも期待されます。

公益事業の提供主体として、活動の責任と成果が求められるとともに、財政的に自立しながら、継続的な活動が期待されています。

(4) 企業が担う役割

これからの企業には、企業活動における環境負荷の軽減や、地域社会への貢献が求められています。

また、企業個々の特徴などを生かしたまちづくり活動への参加、地縁型組織や志縁型組織との連携、活動資金の寄付等により、地域課題の解決に貢献することが期待されています。

(5) 行政が担う役割

協働とは、行政が市民等と共通の目標に向かって、互いの役割を認識し、対等な立場で協力して活動することです。協働のまちづくりを進めていくため、行政は次の役割を果たしていきます。

① 協働を進める仕組みづくり

分かりやすい情報提供を進め、より広範な市民参画を図り、地域主権時代にふさわしい「協働のまちづくり」の仕組みの構築を推進します。

② まちづくりのための人材育成の推進

まちづくりの様々な過程に参画する機会をつくり、協働のまちづくりを推進する人材の育成を図るとともに、地域主権時代にふさわしい職員の育成を推進します。

③ 市民感覚をとり入れた行財政改革の推進

本計画に基づき施策や事業の「選択と集中」を進めるとともに、行財政改革を徹底し、スリムで効率的、効果的な行政システムに転換し、市民が真に必要とする行政サービスの提供を推進します。

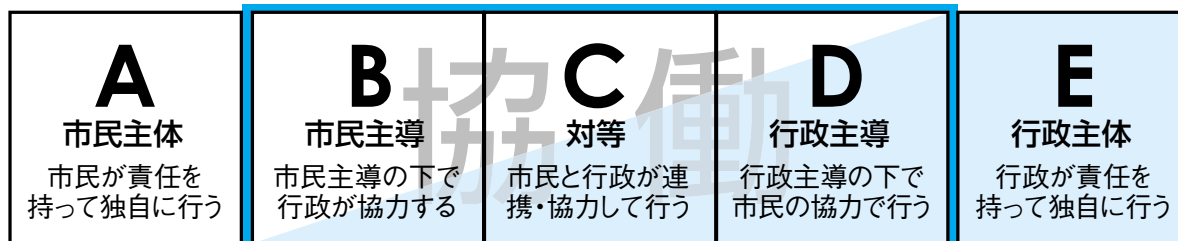
④ 地域経済の活性化

本市が自立した地域として持続的に発展していくために、地域経済の活性化が必要です。そのために地域経済団体と連携し、地域資源を生かした「中野」ブランドを確立し、競争力と付加価値を高めて活性化を図ります。

⑤ 総合調整機能の重視

市民生活を支える基礎的行政サービスを安定的に行いつつ、あらゆるサービスを市が主体となって行う方向から総合調整機能を重視する方向へと、サービス提供のあり方の転換を進めます。

さまざまな協働のかたち



※ 網掛け部は行政の関わり度合いを示しています。

B型：市民の活動や事業を行政がサポート



C型：初動段階から協働

～事業の企画・実施までを市民と行政が協働で行う場合～



D型：行政が実施する事業への参加・参画

～行政が市民の参加・参画を呼びかける場合～



取り組み例

- 文化芸術の振興
- 各種生涯学習活動の促進
- 花のまちづくり
- 青少年育成活動
- 農道・水路等の維持管理
- 森林の保全・里山の整備
- 交通安全の推進
- 遊休荒廃農地施策
- 各種イベントへの参加
- 景観形成・美化活動
- ごみの減量・再資源化
- 公害防止対策
- 商店街活性化
- 福祉ボランティア活動
- 保健補導活動
- 新規就農者支援
- 消防・水防活動

上にあげた例のように、協働の取り組みはすでに様々な事業で行われています。「協働のまちづくり」は、これらの取り組みを拡大し、多様な主体が参加することで、公共サービスの多様化と質的向上をめざすものです。市民と行政の円滑なパートナーシップを確立し、共に公益的課題に取り組む協働のまちづくりを推進します。



第2章 進行管理の徹底

地域主権時代のまちづくりにおいては、市民に、よりわかりやすい行政運営を進めるため、目標を数値化した計画の進行管理を行い、施策に対する成果を評価するとともに、市民に対し情報提供していく必要があります。

企画立案（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善実施（Action）というマネジメントサイクルをあらゆる事業に適用し、構想の実現に向け取組むとともに、市民に分りやすく公表していきます。

PDCAサイクル

